

議案第2号

埼玉中部資源循環組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

埼玉中部資源循環組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定
いたしたい。

平成31年2月4日 提出

埼玉中部資源循環組合

管理者 宮 崎 善 雄

提 案 理 由

人事院勧告等に鑑み、一般職職員の給与について改定したいので、条例に所要の改正が必要なため、
この案を提出するものである。

埼玉中部資源循環組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 埼玉中部資源循環組合一般職職員の給与に関する条例（平成27年埼玉中部資源循環組合条例第23号）の一部を次のように改正する。

第17条の7第2項第1号中「100分の90」を「100分の95」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の47.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	

21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	469,100
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	469,500
48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	469,800
49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	470,100
50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	470,600
51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	471,000
52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	471,300
53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	471,600

54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	472,100
55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	472,500
56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	472,800
57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	473,100
58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	473,600
59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	474,000
60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	474,300
61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	474,600
62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	445,300	475,100
63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	445,600	475,500
64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	445,900	475,800
65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	446,200	476,100
66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	446,600	476,600
67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	446,900	477,000
68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	447,200	477,300
69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	447,500	477,600
70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	447,900	
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	448,200	
72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	448,500	
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	448,800	
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	449,200	
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	449,500	
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	449,800	
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	450,100	
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	410,500		

87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	410,800		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	411,000		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	411,200		
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	411,500		
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	411,800		
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	412,000		
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	412,200		
94		294,900	342,600	381,500	393,300	412,500		
95		295,200	343,100	381,900	393,600	412,800		
96		295,600	343,500	382,300	393,800	413,000		
97		295,800	343,700	382,600	394,000	413,200		
98		296,100	344,100	383,100	394,300	413,500		
99		296,500	344,500	383,500	394,600	413,800		
100		296,900	344,800	383,900	394,800	414,000		
101		297,100	345,100	384,200	395,000	414,200		
102		297,400	345,500	384,700	395,300			
103		297,800	345,900	385,100	395,600			
104		298,100	346,300	385,500	395,800			
105		298,300	346,800	385,800	396,000			
106		298,600	347,200					
107		299,000	347,600					
108		299,300	348,000					
109		299,500	348,500					
110		299,900	348,900					
111		300,300	349,200					
112		300,600	349,500					
113		300,800	350,000					
114		301,000	350,400					
115		301,300	350,700					
116		301,700	351,000					
117		301,900	351,500					
118		302,100	351,900					
119		302,400	352,200					

	120		302,700	352,500					
	121		303,100	353,000					
	122		303,300	353,400					
	123		303,600	353,700					
	124		303,900	354,000					
	125		304,200	354,500					
再 任 用 職 員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第17条の8第1項に規定する職を除く。

第2条 埼玉中部資源循環組合一般職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条の2を次のように改める。

(住居手当)

第9条の2 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。）に支給する。

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

(2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第17条の4第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」を「100分の130」に改め、同条第3項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」を「100分の130」とあるのは「100分の72.5」に改める。

第17条の7第2項第1号中「100分の95」を「100分の92.5」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の45」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の埼玉中部資源循環組合一般職職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定（第17条の7第2項第1号及び第2号の規定を除く。）は平成30年4月1日から、改正後の給与条例第17条の7第2項第1号及び第2号の規定は同年12月1日から適用する。

(平成30年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

- 3 平成30年4月1日からこの条例の施行の日(次項において「施行日」という。)の前日までの間において、第1条の規定による改正前の埼玉中部資源循環組合一般職職員の給与に関する条例(以下「改正前の給与条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の給与条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、管理者の定めるところによる。

(施行日から平成31年3月31日までの間における異動者の号給の調整)

- 4 施行日から平成31年3月31日までの間において、改正後の給与条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 5 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(組合規則への委任)

- 6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

給与改定の概要

1 趣旨

人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告に鑑み、職員の給料及び期末手当・勤勉手当を改定

2 給料表

初任給は、民間との間に差があることを踏まえ1級の初任給を1,500円引上げ、若年層についても1,000円程度の改定を行う。その他は、それぞれ400円の引上げを基本に改定を行う。

3 期末手当・勤勉手当

(1) 期末手当

再任用職員以外の職員については、平成31年6月期及び12月期の期末手当の支給割合を1.225月分(6月期)、1.375月分(12月期)→1.3月分とする。

再任用職員については、平成31年6月期及び12月期の期末手当の支給割合を0.65月分(6月期)、0.8月分(12月期)→0.725月分とする。

(2) 勤勉手当

ア 再任用職員以外の職員については、平成30年12月期の勤勉手当の支給割合を0.90月分→0.95月分とする。

再任用職員については、平成30年12月期の勤勉手当の支給割合を0.425月分→0.475月分とする。

イ 再任用職員以外の職員については、平成31年6月期及び12月期の勤勉手当の支給割合を0.925月分とする。

再任用職員については、平成31年6月期及び12月期の勤勉手当の支給割合を0.45月分とする。

《表1 職員の支給月数》

区分		6月期	12月期	計
平成30年度	期末手当	1.225月 (0.65月)	1.375月 (0.80月)	4.45月(現行4.4月) 2.35月(現行2.3月)
	勤勉手当	0.90月 (0.425月)	<u>0.95月(現行0.9月)</u> (0.475月 現行0.425月)	
平成31年度 以降	期末手当	1.30月 (0.725月)	1.30月 (0.725月)	
	勤勉手当	<u>0.925月</u> (0.45月)	<u>0.925月</u> (0.45月)	

※下段は、再任用職員の場合

4 住居手当

自宅に係る住居手当は国でも廃止され、全国の多くの自治体でも廃止していることから、当組合においても廃止する。

5 施行期日等

- (1) 給料表の改定は、平成30年4月1日から適用する。
- (2) 平成30年12月期の勤勉手当の支給割合の改正は、平成30年12月1日から適用する。
- (3) 平成31年度以降の期末手当、勤勉手当の支給割合の改正及び住居手当の改正は、平成31年4月1日から施行する。

埼玉中部資源循環組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条関係

改 正 案	現 案 行
<p>第1条～第17条の6 略 (勤勉手当)</p> <p>第17条の7 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>第17条の8～第24条 略</p>	<p>第1条～第17条の6 略 (勤勉手当)</p> <p>第17条の7 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の90</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の42.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>第17条の8～第24条 略</p>

第2条関係

改 正 案	現 案 行
<p>第1条～第9条 略</p> <p><u>(住居手当)</u></p> <p>第9条の2 <u>住居手当は、自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。)に支給する。</u></p> <p>2 <u>住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。</u></p> <p>(1) <u>月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額</u></p> <p>(2) <u>月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額</u></p> <p>3 <u>前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p>第1条～第9条 略</p> <p><u>(住居手当)</u></p> <p>第9条の2 <u>住居手当は、次に掲げる職員に支給する。</u></p> <p>(1) <u>自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。)</u></p> <p>(2) <u>その所有に係る住宅(規則で定めるこれに準ずる住宅を含む。)に居住している職員で世帯主であるもの</u></p> <p>2 <u>住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額</u></p> <p>ア <u>月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額</u></p> <p>イ <u>月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円</u></p>

<p>第10条～第17条の3 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第17条の4 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u></p> <hr/> <p>_____を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」</p> <hr/> <p>_____とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>第17条の5～第17条の6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第17条の7 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ</p>	<p>_____を超えるときは、<u>16,000円</u>)を<u>1,000円</u>に加算した額</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 <u>5,000円</u></p> <p>3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第10条～第17条の3 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第17条の4 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には<u>100分の122.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の137.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の80</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>第17条の5～第17条の6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第17条の7 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ</p>
--	---

<p>れ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の92.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>第17条の8～第24条 略</p>	<p>れ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>第17条の8～第24条 略</p>
--	--